

指定障害児相談支援 指導検査基準

(令和 7 年 6 月 3 日適用)

練 馬 区

指導検査基準中の評価区分

評価区	指導形態	
C	文書指摘	福祉関係法令および福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。 ただし、改善中で、特別な事情により改善が遅滞している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	福祉関係法令以外の関係法令またはその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合または正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。 なお、福祉関係法令および福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	法令および通達等のいずれにも適合する場合であっても、水準向上が必要と判断するときは「助言指導」を行う。

指 導 検 査 基 準（指定障害児相談支援）

○ 根拠法令等

「児福法」=児童福祉法(昭和22年法律第164号)

「児福法施行規則」=児童福祉法施行規則(昭和23年厚生労働省令第11号)

「支援法施行規則」=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)

「厚労令29」=児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)

「平24厚労告126」=児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第126号）

「平24厚労告233」=児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める地域
（平成24年3月30日厚生労働省告示第233号）

「平27厚労告181」=児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準
（平成27年3月27日厚生労働省告示第181号）

「平30厚労告116」=児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める者
（平成30年3月22日厚生労働省告示第116号）

「障発0330第23通知」=児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第23号)

「障発0330第16通知」=児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の
留意事項について（平成24年3月30日障発第0330第16号）

「虐待防止法」= 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)

項 目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
第1 基本方針		1 児福法 第24条の30		
	1 指定障害児相談支援の事業は、障害児または障害児の保護者(以下「障害児等」という。)の意思および人格を尊重し、常に当該障害児等の立場に立って行われているか。	1 厚労令29 第2条第1項	1 障害児の立場に立った福祉サービスを提供するよう努めていない。 2 障害児の立場に立った福祉サービスの提供が不十分である。	C B
	2 指定障害児相談支援の事業は、障害児が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように配慮して行われているか。	1 厚労令29 第2条第2項	1 配慮して行われていない。	C
	3 指定障害児相談支援の事業は、障害児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障害児等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」という。)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。	1 厚労令29 第2条第3項	1 障害児の状況等に応じて配慮をしていない。 2 障害児の状況等に応じた配慮が不十分である。	C B
	4 指定障害児相談支援の事業は、障害児等に提供される福祉サービス等が特定の種類または特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われているか。	1 厚労令29 第2条第4項	1 公正中立に行われていない。	C
	5 指定障害児相談支援事業者は、区市町村、障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善および開発に努めているか。	1 厚労令29 第2条第5項	1 地域において必要な社会資源の改善および開発に努めていない。	B
	6 指定障害児相談支援事業者は、障害児が指定障害児相談支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加や包摂(以下「インクルージョン」という。)の推進に努めているか。	1 厚労令29 第2条第6項	1 地域社会への参加や包摂の推進に努めていない。 2 障害児の地域社会への参加やインクルージョンの推進に努めていない。	B B
	7 指定障害児相談支援事業者は、自らその提供する指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図っているか。	1 厚労令29 第2条第7項	1 評価を行っていない。 2 評価に基づく改善が不十分である。	C B
	8 指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	1 厚労令29 第2条第8項 2 障害者虐待防止法 第15条	1 必要な措置を講じていない。	C
	9 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めているか。	1 厚労令29 第2条第9項	1 利用者またはその家族に対して、適切な援助を行っていない。 2 福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めていない。	C B

項 目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
第2 人員に関する基準		1 児福法第24条の31第1項		
1 従業者	1 指定障害児相談支援事業者は、事業所ごとに専ら指定障害児相談支援の職務に従事する相談支援専門員を、必ず1人以上置いているか。 ただし、指定障害児相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の他の職務に従事させ、または他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。 2 前項に規定する相談支援専門員の員数の標準は、障害児相談支援対象保護者の数が35またはその端数を増すごとに1としているか。 なお、障害児相談支援対象保護者の数は、前六か月の平均とする。 3 指定障害児相談支援事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合に、指定障害児相談支援事業所に相談支援員を置いているか。 この場合において、当該相談支援員を指定地域相談支援もしくは指定計画相談支援の事業所または指定自立生活援助の事業所の職務その他これに類する職務に従事させることができる。 ア 事業者要件 (7) 当該障害児相談支援事業所が機能強化型障害児支援利用援助費の算定要件を満たしていること。 (4) 当該障害児相談支援事業所に配置される主任相談支援専門員により、相談支援員に対して指導および助言が行われる体制が確保されていること。 具体的には、次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていること。 ・ 利用者に関する情報またはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催 ・ 全ての相談支援員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の継続的な実施 ・ 当該相談支援事業所の全ての相談支援員に対する、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的とした指導、助言 イ 相談支援員の要件 配置される相談支援員については、専ら当該指定障害児相談支援事業所の職務に従事する者であって、社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有していること。 4 前項の規定により相談支援員を置く場合における第3の7、11の1ア、11の2ア～クまでおよび11の3、12、15、17の1～3、21の1ならびに24の1および2、の規定の適用については、これらの規定中「相談支援専門員」とあるのは「相談支援専門員または相談支援員」と読み替えるものとする。	1 厚労令29第3条第1項 2 障発0330第23通知第二1(1) 1 厚労令29第3条第2,3項 2 障発0330第23通知第二1(1) 1 厚労令29第3条第4項 2 障発0330第23通知第二1(1) 1 厚労令29第3条第5項	1 基準に定める相談支援専門員を確保していない。 1 1人の相談支援専門員が適切に対応できる件数や人数となっていない。 1 基準に定める相談支援員となっていない。	C B C

項 目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
2 管理者	1 指定障害児相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 ただし、指定障害児相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、または他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。	1 厚労令29第4条	1 基準に定める管理者を確保していない。	C
3 従たる事業所を設置する場合の特例	1 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業者における主たる事業所(以下「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(以下「従たる事業所」という。)を設置する場合は、主たる事業所および従たる事業所の従業者のうちそれぞれ1人以上は、専ら当該主たる事業所または従たる事業所の職務に従事する相談支援専門員となっているか。 2 指定障害児相談支援事業所の指定は、原則として指定障害児相談支援の提供を行う事業所ごとに行うものとするが、次のアおよびイの要件を満たす場合については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービスの場として、一または複数の「従たる事業所」を設置することが可能であるが、これらを一の事業所として指定することができる取扱いとなっているか。 ア 人員および設備に関する要件 (ア) 「従たる事業所」において専従の従業者が1人以上確保されていること。 (イ) 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離がおおむね30分以内で移動可能な距離であって、相談支援専門員の業務の遂行上支障がないこと。 (ウ) 利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部または一部を設けないこととして差し支えないこと。 イ 運営に関する要件 (ア) 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。 (イ) 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制(例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制)にあること。 (ウ) 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。 (エ) 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。 (オ) 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。	1 厚労令29第4条の2 1 障発0330第23通知第二(3)	1 基準に定める相談支援専門員を確保していない。 1 基準に定める要件を満たしていない。	C C

項 目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
第3 運営に関する基準		1 児福法第24条の31 第2項		
1 内容および手続の説明および同意	1 指定障害児相談支援事業者は、障害児相談支援対象保護者が利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定障害児相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 2 利用申込者との間で当該指定障害児相談支援の提供に係る契約が成立したときは、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条第1項の規定に基づき、以下の内容を記載した書面を交付しているか。 ア 当該事業の経営者の名称および主たる事業所の所在地 イ 当該事業の経営者が提供する指定障害児相談支援の内容 ウ 当該指定障害児相談支援の提供につき利用申込者が支払うべき額に関する事項 エ 指定障害児相談支援の提供開始年月日 オ 指定障害児相談支援に係る苦情を受け付けるための窓口 なお、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、利用申込者の承諾を得ているか。	1 厚労令29 第5条第1項	1 利用申込みに当たり、当該障害児に対し、重要事項説明書、パンフレット等の重要事項を記した文書を交付して重要事項の説明をしていない。 2 重要事項を記した文書について、障害児の障害の特性に応じた配慮がない。 3 重要事項、パンフレット等 重要事項の説明に用いた文書について、重要事項(運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等)の記載が不十分である。	C C B
2 契約内容の報告等	1 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を区市町村に対し遅滞なく報告しているか。 2 指定障害児相談支援事業者は、障害児支援利用計画を作成したときは、その写しを区市町村に対し遅滞なく提出しているか。	1 厚労令29 第5条第2項 2 社会福祉法 第77条第1項 3 社会福祉法施行規則 第16条第2項 4 障発0330第23通知 第二2(1)	1 契約が成立したときに、社会福祉法第77条第1項の規定に基づき書面を交付していない。 2 社会福祉法第77条第1項の規定に基づく書面の交付において、障害の特性に応じた配慮がない。 3 規定に基づく、必要事項の記載が不十分。	C B B
3 提供拒否の禁止	1 指定障害児相談支援事業者は、正当な理由がなく、指定障害児相談支援の提供を拒んでいないか。 特に、障害の程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 なお、正当な理由がある場合とは、 ア 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 イ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ウ 運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合 エ その他利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難な場合等をいう。	1 厚労令29 第6条第1項 1 厚労令29 第6条第2項 1 厚労令29 第7条 2 障発0330第23通知 第二2(3)	1 利用契約を締結したことを、区市町村に報告していない。 1 障害児支援利用計画の写しを区市町村に提出していない。 1 正当な理由がなく、指定障害児相談支援の提供を拒んでいる。	C C C

項 目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
4 サービス提供困難時の対応	1 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者および利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定障害児相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害児相談支援事業者の紹介その他必要な措置を速やかに講じているか。	1 厚労令29第8条	1 利用申込者等に対し自ら適切な指定障害児相談支援を提供することが困難であると認めた場合に、適当な他の指定障害児相談支援事業者の紹介その他必要な措置を速やかに講じていない。	C
5 受給資格の確認	1 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する通所受給者証によって、障害児相談給付費の支給対象者であること。児福法第6条の2の2第8項に規定する児童福祉法施行規則で定める(モニタリング)期間、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめているか。	1 厚労令29第9条	1 通所給付決定等の有効期間、支給量等を確かめていない。 2 確認が不十分である。	C B
6 通所給付決定の申請に係る援助	1 指定障害児相談支援事業者は、通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う通所給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。	1 厚労令29第10条	1 通所給付決定等の有効期間の終了に伴う申請について、必要な援助を行っていない。	C
7 身分を証する書類の携行	1 指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に身分を証する書類(証書や名札等)を携行させ、初回訪問時および障害児またはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 身分を証する書類には事業所の名称、当該従業者の氏名の記載があるか。	1 厚労令29第11条 2 障発0330第23通知第二2(7)	1 相談支援専門員に身分を証明する書類を携行させていない。 2 障害児等から求められたときに提示するべき旨を指導していない。 3 事業所の名称、従業者の氏名の記載がない。	C C B
8 障害児相談支援給付費の額等の受領	1 指定障害児相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定障害児相談支援を提供した際は、障害児相談支援対象保護者から当該指定障害児相談支援につき、児福法第24条の26第2項に規定することも家庭庁長官が定める基準により算定した費用の額の支払を受けているか。 2 指定障害児相談支援事業者は、1の支払を受ける額のほか、障害児相談支援対象保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定障害児相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を障害児相談支援対象者から受けているか。 3 指定障害児相談支援事業者は、1および2の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った障害児相談支援対象保護者に対し交付しているか。 4 指定障害児相談支援事業者は、2の交通費については、あらかじめ、障害児相談支援対象保護者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、障害児相談支援対象保護者の同意を得ているか。	1 厚労令29第12条第1項 1 厚労令29第12条第2項 1 厚労令29第12条第3項 1 厚労令29第12条第4項	1 契約書に明記された受領額・受領方法により適正に受領していない。 1 交通費の額を適正に受領していない。 1 障害児相談支援対象保護者に、領収証を交付していない。 1 交通費について説明し、同意を得ていない。	C C C C

項 目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
9 利用者等負担額に係る管理	1 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援を提供している障害児相談支援対象保護者に係る障害児が当該指定障害児相談支援と同一の月に受けた指定通所支援につき児福法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額の合計額(以下「利用者負担額合計額」という。)を算定しているか。 この場合において、当該指定障害児相談支援事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該障害児相談支援対象保護者および当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対し指定障害児通所支援等を提供した指定通所支援事業者に通知しているか。	1 厚労令29 第13条	1 同一の月に受けたサービス等の合計額を算定し、区市町村への報告、当該対象者等にサービス等を提供した事業者等に通知していない。	C
10 障害児相談支援給付費の額に係る通知等	1 指定障害児相談支援事業者は、法定代理受領により区市町村から指定障害児相談支援に係る障害児相談支援給付費の支給を受けた場合は、障害児相談支援対象保護者に対し、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児相談支援給付費の額を通知しているか。 2 指定障害児相談支援事業者は、8-1の法定代理受領を行わない指定障害児相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定障害児相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を障害児相談支援対象保護者に対して交付しているか。	1 厚労令29 第14条第1項 1 厚労令29 第14条第2項	1 代理受領方式の場合、当該障害児に係る障害児相談支援給付費の額を通知していない。 1 障害児相談支援対象保護者に、サービス提供証明書を交付していない。	C C
11 指定障害児相談支援の具体的な取扱方針	1 指定障害児相談支援の方針は、第1に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところによっているか。 ア 指定障害児相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に障害児支援利用計画の作成に関する業務を担当させているか。 イ 指定障害児相談支援の提供に当たっては、障害児が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害児等の意思をできる限り尊重するための配慮をしているか。 ウ 指定障害児相談支援の提供に当たっては、障害児等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、障害児またはその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する障害児の家族による支援等適切な手法を通じて行っているか。 2 指定障害児相談支援における指定障害児支援利用援助の方針は、第1に規定する基本方針および1に規定する方針に基づき、次に掲げるところによるものとなっているか。 ア 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の年齢および発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児等の希望等を踏まえて作成するよう努めているか。 イ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、障害児の心身または家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしているか。	1 厚労令29 第15条第1項第1号 1 厚労令29 第15条第1項第2号 1 厚労令29 第15条第1項第3号 1 厚労令29 第15条第2項第1号 1 厚労令29 第15条第2項第2号	1 相談支援専門員に障害児支援利用計画の作成に関する業務を担当させていない。 1 利用者の意思をできる限り尊重するための配慮をしていない。 2 利用者の意思をできる限り尊重するための配慮が不十分である。 1 サービスの提供方法等について理解しやすいように説明等を行っていない。 1 障害児の希望等を踏まえて作成するよう努めていない。 1 継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われていない。	C C B C C C

項 目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
	ウ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の日常生活全般を支援する観点およびインクルージョンの観点から、指定通所支援に加えて、指定通所支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて障害児支援利用計画上に位置付けるよう努めているか。	1 厚労令29 第15条第2項第3号	1 地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて障害児支援利用計画上に位置付けるよう努めていない。	B
	エ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成の開始に当たっては、障害児等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害児通所支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に障害児またはその家族に対して提供しているか。	1 厚労令29 第15条第2項第4号	1 サービスの内容、利用料等の情報を適正に障害児等に対して提供していない。	C
	オ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その心身の状況、その置かれている環境および日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児の希望する生活や障害児が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握(アセスメント)を行っているか。	1 厚労令29 第15条第2項第5号	1 アセスメントを実施していない。 2 アセスメントの記録を整備していない。	C B
	カ 相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、障害児の居宅等を訪問し、障害児およびその家族に面接しているか。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を障害児およびその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。	1 厚労令29 第15条第2項第6号	1 面接を実施していない。	C
	キ 相談支援専門員は、障害児についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定通所支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、障害児およびその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標およびその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、児福法第6条の2の2第8項に規定する児福法施行規則で定める(モニタリング)期間に係る提案等を記載した障害児利用計画案を作成しているか。	1 厚労令29 第15条第2項第7号 2 障発0330第23通知 第二2(11)	1 必要事項を記載した障害児支援利用計画案を作成していない。	C
	ク 相談支援専門員は、障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、児福法第21条の5の5第1項に規定する障害児通所給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該障害児支援利用計画案の内容について、障害児およびその家族に対して説明し、文書により障害児等の同意を得ているか。	1 厚労令29 第15条第2項第8号	1 障害児支援利用計画案の内容について、障害児等に対して説明し、文書により同意を得ていない。	C
	ケ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画案を作成した際には、当該障害児支援利用計画案を障害児等に交付しているか。	1 厚労令29 第15条第2項第9号	1 障害児支援利用計画案を交付していない。	C
	コ 相談支援専門員は、通所給付決定を踏まえて障害児支援利用計画案の変更を行い、指定障害児通所支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、サービス担当者会議(テレビ電話装置等の活用可能。)の開催等により、当該障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。	1 厚労令29 第15条第2項第10号	1 指定障害児通所支援事業者等との連絡調整等を行っていない。 2 担当者から、専門的な見地からの意見を求めている。 3 サービス担当者会議等の記録を作成していない。	C C B
	サ 相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案の内容について、障害児およびその家族に対して説明し、文書により障害児等の同意を得ているか。	1 厚労令29 第15条第2項第11号	1 サービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案の内容について、障害児等に対して説明し、文書により障害児等の同意を得ていない。	C

項 目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
	シ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画を作成した際には、当該障害児支援利用計画を障害児等および担当者に交付しているか。 3 指定障害児相談支援における指定継続サービス利用支援の方針は、第1に規定する基本方針および前2項に規定する方針に基づき、次に掲げるところによるものとしているか。 ア 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成後、障害児支援利用計画の実施状況の把握(モニタリング)を行い、必要に応じて障害児支援利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな通所給付決定が必要であると認められる場合には、障害児等に対し、通所給付決定に係る申請の勧奨を行っているか。 イ 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、障害児およびその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、児福法第6条の2の2第8項に規定する児福法施行規則で定める(モニタリング)期間ごとに障害児の居宅等を訪問し、障害児等に面接するほか、その結果を記録しているか。 ウ 障害児支援利用計画に変更があった場合、2のアからキまでおよびコからシまでに準じて取り扱っているか。 エ 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、障害児がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合または障害児等が指定障害児入所施設等への入所または入院を希望する場合には、指定障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行っているか。 オ 相談支援専門員は、指定障害児入所施設等から退所または退院しようとする障害児またはその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供および助言を行う等の援助を行っているか。 カ 相談支援専門員は、障害児の心身の状況、その置かれている環境、障害児等の選択およびインクルージョンの観点等を踏まえつつ、福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう必要な情報の提供および助言を行う等の援助を行っているか。	1 厚労令29 第15条第2項第12号 1 厚労令29 第15条第3項第1号 1 厚労令29 第15条第3項第2号 1 厚労令29 第15条第3項第3号 1 厚労令29 第15条第3項第4号 1 厚労令29 第15条第3項第5号 1 厚労令29 第15条第3項第6号	1 障害児支援利用計画を障害児等および担当者に交付していない。 2 交付が不十分である。 1 障害児支援利用計画のモニタリングを行っていない。 2 新たな通所給付決定等が必要であると認められる場合に、障害児等に対し、通所給付決定等に係る申請の勧奨を行っていない。 1 モニタリング期間ごとに面接していない。 2 モニタリングの結果を記録していない。 1 変更があった場合、計画の作成に係る一連の業務が行われていない。 1 指定障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行っていない。 1 必要な情報の提供および助言を行う等の援助を行っていない。 2 必要な情報の提供および助言を行う等の援助が不十分である。 1 必要な情報の提供および助言を行う等の援助を行っていない。 2 必要な情報の提供および助言を行う等の援助が不十分である。	C B C C C C C B C B

項 目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
12 テレビ電話装置等の活用	1 相談支援専門員は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合に、テレビ電話装置等を活用した、障害児に対するアセスメントまたはモニタリングに係る面接を行っているか。 ア 障害児が特別地域に居住し、かつ、指定障害児相談支援事業所と当該障害児の居宅との間に一定の距離があること。 なお、一定の距離については、事業所から居宅への訪問に片道概ね1時間以上を要する距離とする。また、当該時間については、交通機関の運行頻度が少ない等により、合理的経路かつ最短時間となる移動方法を選択した場合の待機時間も含むものであること。 イ テレビ電話装置等を活用したアセスメントまたはモニタリングを行おうとするその前月または前々月に、実際に当該障害児の居宅を訪問してアセスメントまたはモニタリングに係る面接を行っていること。	1 厚労令29第15条の2 2 障発0330第23通知第二2(12)	1 要件を満たしていない。 2 障害児およびその保護者に対して、面接方法に係る意向を確認していない。	C B
13 障害児等に対する障害児支援利用計画等の書類の交付	1 指定障害児相談支援事業者は、障害児等が他の指定障害児相談支援事業者の利用を希望する場合その他障害児等から申出があった場合には、当該障害児等に対し、直近の障害児支援利用計画およびその実施状況に関する書類を交付しているか。	1 厚労令29第16条	1 直近の障害児支援利用計画等に関する書類を交付していない。	C
14 障害児相談支援対象保護者に関する区市町村への通知	1 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援を受けている障害児相談支援対象保護者が偽りその他不正な行為によって障害児相談支援給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。	1 厚労令29第17条	1 通知をしていない。 2 通知が遅滞している。	C B
15 管理者の責務	1 指定障害児相談支援事業所の管理者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、指定障害児相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 2 指定障害児相談支援事業所の管理者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者に、厚労令29第2章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	1 厚労令29第18条第1項 1 厚労令29第18条第2項	1 運営上問題が生じている。 2 業務の把握状況が不十分である。 1 必要な指揮命令を行っていない。	C B C
16 運営規程	1 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 ア 事業の目的および運営の方針 イ 従業者の職種、員数および職務の内容 ウ 営業日および営業時間 エ 指定障害児相談支援の提供方法および内容ならびに障害児相談支援対象保護者から受領する費用およびその額 オ 通常の事業の実施地域 カ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 キ 虐待の防止のための措置に関する事項 ク その他運営に関する重要事項	1 厚労令29第19条	1 運営規程を作成していない。 2 内容が不十分である。 3 規程内容と現状に差異がある。	C B B

項 目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
17 勤務体制の確保等	1 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対し、適切な指定障害児相談支援を提供できるよう、指定障害児相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。 原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、勤務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。	1 厚労令29 第20条第1項 2 障発0330第23通知 第二2(17)	1 適切な勤務の体制を定めていない。 2 勤務表を作成していない。	C C
	2 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に指定障害児相談支援の業務を担当させているか。ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りでない。 指定障害児相談支援事業所の従業者によって、指定障害児相談支援が提供されているか。(雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者であるか。)	1 厚労令29 第20条第2項 2 障発0330第23通知 第二2(17)	1 相談支援専門員に指定障害児相談支援の業務を担当させていない。 2 雇用契約等により、管理者の指揮命令下にある従業者によって、指定障害児相談支援が提供されていない。	C B
	3 指定障害児相談支援事業者は、相談支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 研修機関が実施する研修や当該指定障害児相談支援事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。	1 厚労令29 第20条第3項 2 障発0330第23通知 第二2(17)	1 研修を実施していない。 2 研修の実施が不十分である。 3 研修への参加を計画的に確保していない。	C B C
	4 指定障害児相談支援事業者は、適切な指定障害児相談支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されること(以下「ハラスメント」という。)を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	1 厚労令29 第20条第4項 2 障発033第23通知 第二2(17)	1 ハラスメントを防止するための、必要な措置が講じられていない。 2 必要な措置が不十分である。	C B
18 業務継続計画の策定等	1 指定障害児相談支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定障害児相談支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	1 厚労令29 第20条の2第1項 2 障発033第23通知 第二2(18)	1 業務継続計画を策定していない。 2 必要な措置を講じていない。 3 業務継続計画の内容または措置が不十分である。	C C B
	2 指定障害児相談支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を継続的に実施しているか。	1 厚労令29 第20条の2第2項 2 障発033第23通知 第二2(18)	1 従業者に周知していない。 2 研修および訓練を実施していない。 3 周知、研修および訓練が不十分である。	C C B
	3 指定障害児相談支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	1 厚労令29 第20条の2第3項	1 必要に応じて計画を変更していない。	C

項 目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
19 設備および備品等	1 指定障害児相談支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定障害児相談支援の提供に必要な設備および備品等を備えているか(貸与を受けているものでも可)。 ア 専用事務室または明確に特定されている区画があるか。事務室が区分されていない場合は特に、障害児等の個人情報が漏れることのないよう厳重に対応しているか。 イ 申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保しているか。また、相談内容が周囲に聞こえにくいようにする等、利用者等が利用しやすく相談しやすい構造となっているか。 ウ 必要な設備および備品等を確保しているか。 (ただし、同一敷地内にある事業所、施設ごとに運営上支障がない場合は、他の事業所、施設等の設備および備品等を使用することは差し支えない。)	1 厚労令29第21条 2 障発0330第23通知第二2(19)	1 必要な設備や備品等を備えていない。 2 個人情報等への配慮がなされていない。	C B
20 衛生管理等	1 指定障害児相談支援事業者は、従業員の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行っているか。 2 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の設備および備品等について、衛生的な管理に努めているか。 3 指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ア 感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っているか。 イ 感染症の予防およびまん延を防止するための指針を整備しているか。 ウ 従業員に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的に実施しているか。	1 厚労令29第22条第1項 1 厚労令29第22条第2項 1 厚労令29第22条第3項	1 従業員の健康管理を行っていない。 1 設備や備品等について、衛生的な管理に努めていない。 1 委員会を設置していない。 2 委員会を開催していない。 3 委員会の結果について、従業員に周知していない。 4 指針を整備していない。 5 指針の内容が不十分である。 6 研修および訓練を実施していない。 7 研修および訓練の実施が不十分である。	B B C C C C B C B
21 掲示等	1 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、障害児相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数および勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示(備え付けによる閲覧も可)しているか。 2 指定障害児相談支援事業者は、1に規定する重要事項の公表に努めているか。	1 厚労令29第23条第1,2項 1 厚労令29第23条第3項	1 運営規程等の掲示をしていない。 2 運営規程等の掲示内容が不十分である。 3 運営規程等の掲示場所が不適切である。 1 重要事項の公表をしていない。	C B B B
22 秘密保持等	1 指定障害児相談支援事業所の従業員および管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児またはその家族の秘密を漏らしていないか。 2 指定障害児相談支援事業者は、従業員および管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 3 指定障害児相談支援事業者は、サービス担当者会議等において、障害児またはその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該障害児またはその家族の同意を得ているか。	1 厚労令29第24条第1項 1 厚労令29第24条第2項 1 厚労令29第24条第3項	1 従業員および管理者が、その業務上知り得た障害児等の秘密の保持を遵守していない。 1 従業員等なくなった後も、その業務上知り得た障害児等の秘密を保持すべきことを、従業員の雇用時等に取り決めるなどの措置を講じていない。 1 サービス担当者会議等において、障害児等の個人情報を用いる場合に、あらかじめ文書により当該障害児等の同意を得ていない。	C B C

項 目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
23 広告	1 指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のものまたは膨大なものとしていないか。	1 厚労令29 第25条	1 適切な広告となっていない。 2 広告内容に不備がある。	C B
24 指定障害児通所支援事業者等からの利益供与等の禁止	1 指定障害児相談支援事業者および指定障害児相談支援事業所の管理者は、障害児支援利用計画の作成または変更に関し、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。 2 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成または変更に関し、障害児等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。 3 指定障害児相談支援事業者およびその従業者は、障害児支援利用計画の作成または変更に関し、障害児に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。	1 厚労令29 第26条第1項 1 厚労令29 第26条第2項 1 厚労令29 第26条第3項	1 管理者の指示等が不適切である。 1 相談支援専門員の指示等が不適切である。 1 相談支援専門員の収受等が不適切である。	C C C
25 苦情解決	1 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援または障害児支援利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する障害児またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 2 指定障害児相談支援事業者は、1の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 3 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、児福法第24条の34第1項の規定により区市町村長が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定障害児相談支援事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、および障害児またはその家族からの苦情に関して区市町村長が行う調査に協力するとともに、区市町村長から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。 4 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、児福法第57条の3の2第1項の規定により区市町村長が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定障害児相談支援事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、および障害児またはその家族からの苦情に関して区市町村長が行う調査に協力するとともに、区市町村長から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。 5 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、児福法第57条の3の3第4項の規定により都道府県知事が行う報告もしくは指定障害児相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問に応じ、および障害児またはその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。	1 厚労令29 第27条第1項 1 厚労令29 第27条第2項 1 厚労令29 第27条第3項 1 厚労令29 第27条第4項 1 厚労令29 第27条第5項	1 苦情窓口を設置する等の必要な措置を講じていない。 2 苦情窓口を設置する等の措置が不十分である。 1 苦情の内容等を記録していない。 1 区市町村長が行う検査・調査に協力していない。 2 指導または助言に従って必要な改善を行っていない。 1 区市町村長が行う検査・調査に協力していない。 2 指導または助言に従って必要な改善を行っていない。 1 都道府県知事が行う検査・調査に協力していない。 2 指導または助言に従って必要な改善を行っていない。	C B C C C C C C C

項 目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
26 事故発生時の対応	6 指定障害児相談支援事業者は、都道府県知事、区市町村または区市町村長から求めがあった場合には、3から5までの改善の内容を都道府県知事または区市町村長に報告しているか。	1 厚労令29 第27条第6項	1 改善の内容を都道府県知事または区市町村長に報告していない。	C
	7 指定障害児相談支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査またはあっせんにできる限り協力しているか。	1 厚労令29 第27条第7項	1 調査またはあっせんに協力していない。	C
	1 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、区市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	1 厚労令29 第28条第1項	1 事故が発生した場合に、都道府県、区市町村、当該障害児の家族等に連絡等、必要な措置を講じていない。	C
	2 指定障害児相談支援事業者は、1の事故の状況および事故に際して採った処置について、記録しているか。	1 厚労令29 第28条第2項	1 事故に際して採った処置について、記録していない。	C
27 虐待の防止	3 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	1 厚労令29 第28条第3項	1 事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行っていない。	C
	1 指定障害児相談支援事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。	1 厚労令29 第28条の2第1項	1 委員会を設置していない。	C
	ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。	2 障発0330第23通知 第二2(26)	2 委員会を開催していない。	C
	イ 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施しているか。		3 委員会の結果について、従業者に周知していない。	C
28 会計の区分	ウ 措置を適切に実施するための担当者を置いているか。		4 虐待防止研修を実施していない。	C
	エ 委員会における対応状況および研修の実施内容について、適切に記録しているか。		5 担当者を設置していない。	C
	また、記録を5年間保存しているか。		6 委員会および(または)研修の記録をしていない。	C
			7 記録を5年間保存していない。	C
29 記録の整備	1 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定障害児相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	1 厚労令29 第29条	1 指定障害児相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分していない。	C
29 記録の整備	1 指定障害児相談支援事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備してあるか。	1 厚労令29 第30条第1項	1 諸記録を整備してない。	B
	2 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定障害児相談支援を提供した日から5年間保存しているか。	1 厚労令29 第30条第2項	1 記録整備が不十分である。	B
	ア 11-3-アに規定する福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録	2 障発0330第23通知 第二2(28)	2 諸記録を5年間保存していない。	C
	イ 個々の利用者ごとに以下に掲げる事項を記載した相談支援台帳(障害児支援等利用計画案および障害児支援利用計画、アセスメント・サービス担当者会議等・モニタリング結果の記録)			
	ウ 14に規定する区市町村への通知に係る記録			
	エ 25に規定する苦情の内容等の記録			
	オ 26に規定する事故の状況および事故に際して採った処置についての記録			

項 目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
第5 障害児相談支援給付費の算定および取扱い 1 基本事項 2 障害児相談支援費 (1) 障害児支援利用援助費	1 指定障害児相談支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第126号の別表「障害児相談支援給付費単位数表」により算定する単位数に別に平成24年厚生労働省告示第128号「こども家庭庁長官が定める一単位の単価」を乗じて算定しているか。 2 1の規定により、指定障害児相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。 1 障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定しているか。 ア 機能強化型障害児支援利用援助費()から機能強化型障害児支援利用援助費()までについては、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所における障害児相談支援対象保護者の数を当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員の員数(相談支援員は0.5人として算定)で除して得た数(以下「取扱件数」という。)の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型障害児支援利用援助費()から機能強化型障害児支援利用援助費()までのいずれかの機能強化型障害児支援利用援助費を算定している場合においては、機能強化型障害児支援利用援助費()から機能強化型障害児支援利用援助費()までのその他の機能強化型障害児支援利用援助費は算定しない。 イ 障害児支援利用援助費()については、指定障害児相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 ウ 障害児支援利用援助費()については、指定障害児相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 別にこども家庭庁長官が定める基準(平27厚労告181の一のイ～ニ)に掲げる基準のいずれかに適合しているか。	1 児福法第24条の26第2項 1 平24厚労告126の一 2 平24厚労告128 1 平24厚労告126の二 1 平24厚労告126別表1の注1 2 平27厚労告181の一	1 算定が不適正である。 1 算定が不適正である。 1 算定が不適正である。 2 算定手続に不備がある。	C C C B

項 目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
(2) 継続障害児支援利用 援助費	2 継続障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定しているか。 ア 機能強化型継続障害児支援利用援助費()から強化型継続障害児支援利用援助費()までについては、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型継続障害児支援利用援助費()から能強化型継続障害児支援利用援助費()までのいずれかの機能強化型継続障害児支援利用援助費を算定している場合においては、機能強化型継続障害児支援利用援助費()から機能強化型継続障害児支援利用援助費()までのその他の機能強化型継続障害児支援利用援助費は算定しない。 イ 継続障害児支援利用援助費()については、指定障害児相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 ウ 継続障害児支援利用援助費()については、指定障害児相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 別に子ども家庭庁長官が定める基準（平27厚労告181の一のイ～二）に掲げる基準のいずれかに適合しているか。	1 平24厚労告126 別表1の注2 2 平27厚労告181の一	1 算定が不適正である。 2 算定手続に不備がある。	C B
(3) その他	3 ア 指定障害児相談支援事業者が、第3の11の2のイ(第3の11の3のウにおいて準用する場合を含む。)、ク、ケもしくはコからシまで(第3の11の3のウにおいて準用する場合を含む。)または第3の11の3のイに定める基準を満たさないで指定障害児支援利用援助または指定継続障害児支援利用援助を行った場合には、所定単位数を算定していないか。 イ 指定障害児相談支援事業者が、同一の月において、同一の障害児相談支援対象保護者等に対して指定継続障害児支援利用援助を行った後に、指定障害児支援利用援助を行った場合には、継続障害児支援利用援助費に係る所定単位数を算定していないか。 ウ 児福法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 エ 厚労令29第20条の2(業務計画の策定等)の規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 オ 厚労令29第28条の2(虐待の防止)の規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	1 平24厚労告126 別表1の注3 1 平24厚労告126 別表1の注4 1 平24厚労告126 別表1の注5 1 平24厚労告126 別表1の注6 1 平24厚労告126 別表1の注7	1 算定が不適正である。 2 算定手続に不備がある。	C B

項 目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
	カ 平成24年厚生労働省告示第233号に規定する「こども家庭庁長官が定める地域」に居住している障害児の保護者に対して、指定障害児相談支援を行った場合(アに定める場合を除く。)に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を加算しているか。 キ 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所において、機能強化型障害児支援利用援助費()もしくは機能強化型障害児支援利用援助費()または機能強化型継続障害児支援利用援助費()もしくは機能強化型継続障害児支援利用援助費()を算定する場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算しているか。 ただし、拠点コーディネーター1人につき、当該指定障害児相談支援事業所ならびに当該指定障害児相談支援事業所と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者、および指定地域定着支援事業者の事業所の単位において、1月につき100回が限度である。)	1 平24厚労告126別表1の注8 2 平24厚労告233 1 平24厚労告125別表1の注9 2 平27厚労告181の二		
3 利用者負担上限額管理加算	1 指定障害児相談支援事業者が、第3の9に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	1 平24厚労告126別表2の注	1 算定が不適正である。 2 算定手続に不備がある。	C B
4 初回加算	1 指定障害児相談支援事業者において、新規に障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助を行った場合、その他次のアおよびイのいずれにも適合する場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。 別にこども家庭庁長官が定める基準の内容は次のとおりである。 ア 新規に障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合 イ 障害児支援利用計画を作成する月の前6月間において、障害児通所支援または障害福祉サービスを利用していない障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合 2 初回加算を算定する指定障害児相談支援事業者において、指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から障害児支援利用計画案を障害児およびその家族に交付した日までの期間が3月を超える場合であって、当該指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から3月を経過する日以後に、月に2回以上、当該障害児の居宅を訪問し、またはテレビ電話装置等を活用して、当該障害児およびその家族に面接した場合(月に1回以上居宅に訪問した場合に限る。)は、所定単位数に、500単位に当該面接をした月の数(3を限度とする。)を乗じて得た単位数を加算しているか。	1 平24厚労告126別表3の注1 2 平27厚労告181の三 1 平24厚労告126別表3の注2	1 算定が不適正である。 2 算定手続に不備がある。 1 算定が不適正である。 2 算定手続に不備がある。	C B C B

項 目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
5 主任相談支援専門員配置加算	1 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が別に子ども家庭庁長官が定める者(平30厚労告116)(以下「主任相談支援専門員」という。)であるものとして区市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定障害児相談支援事業所等の従業者に対し、別に子ども家庭庁長官の基準に従い、その資質の向上のための研修を実施した場合に、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定できない。 別に子ども家庭庁長官が定める基準の内容は次のとおりである。 ア 主任相談支援専門員配置加算() 基幹相談支援センターの運営の委託を受けている指定障害児相談支援事業所、児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターと一体的に運営される指定障害児相談支援事業所または地域の相談支援の中核を担う機関として区市町村長が認める指定障害児相談支援事業所であって、主任相談支援専門員を配置し、当該主任相談支援専門員が、当該指定障害児相談支援事業所の従業者および当該指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所または指定特定相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のための指導および助言を実施していること。 イ 主任相談支援専門員配置加算() 主任相談支援専門員を配置し、当該主任相談支援専門員が、当該指定障害児相談支援事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施していること。 主任相談支援専門員は、指定自立生活援助、指定地域移行支援、地域定着支援および指定計画相談支援その他これに類する職務に従事することができる。	1 平24厚労告126 別表4の注1,2 2 平30厚労告116 3 平27厚労告181の四	1 算定が不適正である。 2 算定手続に不備がある。	C B
6 入院時情報連携加算	1 障害児通所支援を利用する障害児が病院または診療所(以下「病院等」という。)に入院するに当たり、別に子ども家庭庁長官が定める基準に従い、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状態や生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、当該障害児1人につき1月に1回を限度としてそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げる加算は算定できない。 別に子ども家庭庁長官が定める基準の内容は次のとおりである。 ア 入院時情報連携加算() 病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 イ 入院時情報連携加算() ア以外の方法により、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。	1 平24厚労告126 別表5の注 2 平27厚労告181の五	1 算定が不適正である。 2 算定手続に不備がある。	C B

項 目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
7 退院・退所加算	1 児童福祉施設もしくは障害者支援施設に入所していた障害児、病院等に入院していた障害児、刑事収容施設および刑事施設、少年院もしくは更生保護施設(以下「刑事施設等」という。)に収容されていた障害児または保護観察所に設置もしくは併設された宿泊施設もしくは救護もしくは厚生緊急保護として利用させる宿泊施設(更生保護施設を除く。以下「宿泊施設等」という。)に宿泊していた障害児が退院、退所等をし、障害児通所支援を利用する場合において、当該障害児の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該障害児およびその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行った場合には、入所、入院、収容または宿泊の期間中につき3回を限度として所定単位数を加算しているか。(第5の4に規定する初回加算を算定する場合を除く。)	1 平24厚労告126 別表6の注	1 算定が不適正である。 2 算定手続に不備がある。	C B
8 保育・教育等移行支援加算	1 指定障害児相談支援事業者が、障害児が障害福祉サービスもしくは地域相談支援または障害児通所支援もしくは障害児入所支援(以下「障害福祉サービス等」という。)を利用している期間において、次のアからウまでのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれアからウまでに掲げる単位数のうち該当した場合のもの(アからウまでに掲げる場合のそれぞれについて2回を限度とする。)を合算した単位数を加算する。また、障害児が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内において、次のアからウまでのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれアからウまでに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算しているか。 ア 障害児が保育所、小学校その他の児童が集団生活を営む施設(以下この注において「保育所等」という。)に通い、または通常の事業所に新たに雇用され、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターもしくは当該通常の事業所の事業主等(以下「障害者就業・生活支援センター等」という。)による支援を受けるに当たり、当該保育所等または障害者就業・生活支援センター等に対して、当該障害児の心身の状況等の当該障害児に係る必要な情報を提供し、当該保育所等または障害者就業・生活支援センター等における当該障害児の支援内容の検討に協力する場合 イ 障害児が保育所等に通い、または通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該障害児の居宅を訪問し、またはテレビ電話装置等を活用して、当該障害児およびその家族に面接する場合(月に1回以上居宅の訪問による面接を行う場合に限り、第5の2の(1)または(2)を算定する月を除く。) ウ 障害児が保育所等に通い、または通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該障害児の心身の状況の確認および支援内容の検討に係る当該保育所等または障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合(第5の2の(1)または(2)を算定する月を除く。)	1 平24厚労告126 別表7の注	1 算定が不適正である。 2 算定手続に不備がある。	C B

項 目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
9 医療・保育・教育機関等連携加算	1 指定障害児相談支援事業者が、次のアからウまでに該当する場合に、1月のそれぞれアからウまでに掲げる単位数を加算しているか。 ア 第1の3に規定する福祉サービス等を提供する機関(以下「福祉サービス等提供機関」という。)(障害児通所支援および障害福祉サービスを行う者を除く。)の職員等と面談とまたは会議を行い、障害児およびその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、指定障害児支援利用援助または指定継続障害児支援利用援助を行った場合(障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度とし、4の初回加算を算定する場合および7の退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く。)次に掲げる場合に応じ、それぞれに応じる単位数 (ア) 指定障害児支援利用援助を行った場合 (イ) 指定継続障害児支援利用援助を行った場合 イ 障害児相談支援対象保護者に係る障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況、生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合(1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度とする。第5の2の(1)または(2)を算定する場合に限る。) ウ 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して障害児相談支援対象保護者に係る障害児に関する必要な情報を提供した場合(第5の2の(1)または(2)を算定する場合に限る。)	1 平24厚労告126別表8の注1	1 算定が不適正である。 2 算定手続に不備がある。	C B
	2 1のウについては、次のアまたはイに掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度としているか。 ア 病院等および支援法施行規則第57条第3項に規定する訪問看護ステーション等(以下「訪問看護ステーション等」という。) イ 福祉サービス等提供機関(病院等および訪問看護ステーション等を除く。)	1 平24厚労告126別表8の注2	1 算定が不適正である。 2 算定手続に不備がある。	C B
10 集中支援加算	1 指定障害児相談支援事業者が、次のアからオまでに該当する場合に、1月にそれぞれアからオまでに掲げる単位数を加算しているか。 ただし、アからウまでについては、障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度としているか。 ア 障害福祉サービス等の利用に関して、障害児相談支援対象保護者または区市町村等の求めに応じ、月に2回以上、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児の居宅を訪問し、またはテレビ電話装置等を活用して、当該障害児およびその家族に面接する場合(月に1回以上居宅の訪問による面接を行う場合に限り、第5の2の(1)または(2)を算定する月を除く。)	1 平24厚労告126別表9の注1	1 算定が不適正である。 2 算定手続に不備がある。	C B

項 目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
	イ サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員または相談支援員が把握した障害児支援利用計画の実施状況(障害児についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行う場合(第5の2の(1)または(2)を算定する月を除く。) ウ 福祉サービス等提供機関の求めに応じ、当該福祉サービス等提供機関が開催する会議に参加し、障害児の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合(第5の2(1)もしくは(2)、6の1のAまたは7を算定する月を除く。) エ 障害児相談支援対象保護者に係る障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況、生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合(1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度とする。第5の2の(1)または(2)を算定する月を除く。) オ 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、当該福祉サービス等提供機関に対して障害児相談支援対象保護者に係る障害児に関する必要な情報の提供を行った場合。(第5の2の(1)または(2)を算定する月を除く。) 2 1のオについては、次のAまたはイに掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度としているか。 ア 病院等および訪問看護ステーション等 イ 福祉サービス等提供機関(病院等および訪問看護ステーション等を除く。)			
11 サービス担当者会議実施加算	1 指定継続障害児支援利用援助を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員または相談支援員が把握した障害児支援利用計画の実施状況(障害児についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行った場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。 ただし、9の医療・保育・教育機関等連携加算を算定する場合であって、福祉サービス等提供機関の職員等と面談または会議を行い、障害児相談支援対象保護者に係る障害児およびその家族に関する必要な情報の提供を受けているときは、算定できない。	1 平24厚労告126 別表9の注2 1 平24厚労告126 別表10の注	1 算定が不適正である。 2 算定手続に不備がある。 1 算定が不適正である。 2 算定手続に不備がある。	C B C B

項 目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
12 サービス提供時モニタリング加算	1 指定障害児相談支援事業所が、当該指定障害児相談支援事業所が障害児支援利用計画を作成した障害児相談支援対象保護者に係る障害児が利用する障害児通所支援の提供現場を訪問し(障害児通所支援の提供現場が特別地域に所在し、かつ、指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離がある場合にあっては、当該障害児通所支援の提供現場を訪問し、またはテレビ電話装置等を活用して)、障害児通所支援の提供状況等を確認し、および当該提供状況等を記録した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。 ただし、相談支援専門員1人当たりの障害児相談支援対象保護者の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定していないか、この場合において当該指定障害児相談支援事業所の相談支援員については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定しているか。	1 平24厚労告126別表11の注	1 算定が不適正である。 2 算定手続に不備がある。	C B
13 行動障害支援体制加算	1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定できない。 別に子ども家庭庁長官が定める基準の内容は次のとおりである。 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 ア 行動障害支援体制加算() (ア) 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(実践研修修了者)を一名以上配置していること。 (イ) 実践研修修了者を配置している旨を公表していること。 (ウ) 実践研修修了者が、平27厚労告181の六の表の行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害が見られる頻度当をそれぞれ同表の1点の欄から5点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が20点以上であると区市町村が認めた障害児(以下「強度行動障害児」という。)の保護者に対して、現に指定障害児相談支援を行っていること。ただし、当該実践研修修了者が当該指定障害児相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務にも従事する場合であって、現に強度行動障害者または強度行動障害児に対して指定計画相談支援を行っているときは、この限りではない。 イ 行動障害支援体制加算() アの(ア)および(イ)の基準に適合すること。	1 平24厚労告126別表12の注 2 平27厚労告181の六	1 算定が不適正である。 2 算定手続に不備がある。	C B

項 目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
14 要医療児者支援体制加算	1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定できない。 別に子ども家庭庁長官が定める基準の内容は次のとおりである。 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 ア 要医療児支援体制加算() (ア) 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修(人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等の障害特性およびこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。)またはこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者)を1名以上配置していること。 (イ) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者を配置している旨を公表していること。 (ウ) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者が、児童福祉法に基づく指定通所支援および基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である児童(以下「医療的ケア児」という。)の保護者に対して現に指定障害児相談支援を行っていること。ただし、当該医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者が、当該指定障害児相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務にも従事する場合であって、現に医療的ケア児または医療的ケア児と同様の医療行為を必要とする状態である18歳以上の者に対して指定計画相談支援を行っているときは、この限りではない。 イ 要医療児支援体制加算() アの(ア)および(イ)の基準に適合すること。	1 平24厚労告126別表13の注 2 平27厚労告181の七	1 算定が不適正である。 2 算定手続に不備がある。	C B

項 目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
15 精神障害者支援体制加算	1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定できない。 別に子ども家庭庁長官が定める基準の内容は次のとおりである。 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 ア 精神障害者支援体制加算() (ア) 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修(精神障害者の障害特性およびこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。)またはこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「精神障害者研修修了者」という。)を1名以上配置していること。 (イ) 精神障害者研修修了者を配置している旨を公表していること。 (ロ) 精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等または支援法施行規則第57条第3項に規定する訪問看護ステーション等であって、障害児相談支援対象保護者に係る障害児が通院または利用するものの保健師、看護師または精神保健福祉士と連携する体制が構築されていること。 (ハ) 精神障害者研修修了者が、精神に障害のある児童に対して現に指定障害児相談支援を行っていること。ただし、当該精神障害者研修修了者が、当該指定障害児相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務にも従事する場合であって、現に精神障害者に対して指定計画相談支援を行っているときは、この限りではない。 イ 精神障害者支援体制加算() アの(ア)および(イ)の基準に適合すること。	1 平24厚労告126別表14の注 2 平27厚労告181の八	1 算定が不適正である。 2 算定手続に不備がある。	C B

項 目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
16 高次脳機能障害支援体制加算	1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定できない。 別に子ども家庭庁長官が定める基準の内容は次のとおりである。 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 ア 高次脳機能障害支援体制加算() (ア) 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修(高次脳機能障害支援者養成に関する研修に限る。)またはこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「高次脳機能障害支援者養成研修修了者」という。)を1名以上配置していること。 (イ) 高次脳機能障害支援者養成研修修了者を配置している旨を公表していること。 (ウ) 高次脳機能障害支援者養成研修修了者が、脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活または社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害である者(以下「高次脳機能障害者」という。)であって満18歳に満たないものの保護者に対して現に指定障害児相談支援を行っていること。ただし、当該高次脳機能障害支援養成研修修了者が、当該指定障害児相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務にも従事する場合であって、現に高次脳機能障害者に対して指定計画相談支援を行っているときは、この限りではない。 イ 高次脳機能障害支援体制加算() アの(ア)および(イ)の基準に適合すること。	1 平24厚労告125別表14の2の注 2 平27厚労告181の九	1 算定が不適正である。 2 算定手続に不備がある。	C B
17 ピアサポート体制加算	1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市長村長に届け出た指定障害児相談支援事業所において、指定障害児相談支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 別に子ども家庭庁長官が定める基準の内容は次のとおりである。 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 ア 障害者ピアサポート研修修了者であって、次の(ア)および(イ)に掲げるものを指定障害児相談支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置していること。 (ア) 障害者または障害者であったと区市町村長が認める者 (イ) 管理者、相談支援専門員、相談支援員その他指定障害児相談支援に従事する者 イ アに掲げる者のいずれかにより、当該指定障害児相談支援事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年一回以上行われていること。 ウ アに掲げる者を配置している旨を公表していること。	1 平24厚労告126別表15の注 2 平27厚労告181の十	1 算定が不適正である。 2 算定手続に不備がある。	C B

項 目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
18 地域生活支援拠点等相談強化加算	1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合するものとして区市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障害児(以下「要支援児」という。)が指定短期入所を利用する場合において、指定短期入所事業者に対して当該要支援児に関する必要な情報の提供および当該指定短期入所の利用に関する調整(現に当該要支援児が指定短期入所を利用していない場合にあっては、障害児支援利用計画の作成または変更を含む。)を行った場合には、当該要支援児1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。 別に子ども家庭庁長官が定める基準の内容は次のとおりである。 運営規程において、区市町村により地域生活支援拠点等であることを定めていること。	1 平24厚労告126別表16の注 2 平27厚労告181の十	1 算定が不適正である。 2 算定手続に不備がある。	C B
19 地域体制強化共同支援加算	1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合するものとして区市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員または相談支援員が、障害児相談支援対象保護者の同意を得て、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対して、第1の3に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明および支援を行った上で、協議会に対し、文書により当該説明および支援の内容等を報告した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児利用支援を行っている指定障害児相談支援事業所において、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。 別に子ども家庭庁長官が定める基準の内容は次のとおりである。 ア 運営規程において、区市町村により地域生活支援拠点等であることを定めていること。 イ 拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。ただし、令和9年3月31日までの間は、区市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、拠点関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処および地域における生活に移行するための活動に関する取り組みに協力することで足りるものとする。	1 平24厚労告126別表17の注 2 平27厚労告181の十二	1 算定が不適正である。 2 算定手続に不備がある。	C B
20 遠隔地訪問加算	1 障害児相談支援対象保護者に係る障害児の居宅、病院等、児童福祉施設等、刑事施設等、宿泊施設等または福祉サービス等提供機関(特別地域に所在し、かつ、指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離がある者に限る。)を訪問して、4の初回加算(2に該当する場合に限る。)、6の入院時情報連携加算(アの入院時情報連携加算()を算定する場合に限る。)、7の退院・退所加算、8の保育・教育等移行支援加算(イに該当する場合に限る。)、9の医療・保育・教育機関等連携加算(1のアおよびイに該当する場合に限る。))または10の集中支援加算(1のアおよびエに該当する場合に限る。)を算定する場合に、これらの加算の算定回数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算しているか。 ただし、4の初回加算については、4の2に規定する面接を実施した月の数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算しているか。	1 平24厚労告126別表18の注	1 算定が不適正である。 2 算定手続に不備がある。	C B